

(平成21年7月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から55年3月まで

父親が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料については納税組合の集金を通じて納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和39年4月から26年間の国民年金加入期間において、申立期間を除くすべての国民年金保険料を納付している上、国民年金加入期間を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、生活環境に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人が居住している地区の元納税組合長の供述によると、申立期間当時、納税組合を通じて水道料、住民税のほか国民年金保険料についても集金していたことが確認でき、具体的な集金方法についても、申立人の記憶と一致する。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人が国民年金に加入した昭和39年度から申立期間直前の49年度までの11年度分の国民年金保険料が未納と記録されていたが、申立人が所持している国民年金手帳に検認印が押されていたことなどから、当該期間は平成16年4月に納付済みに記録が訂正されており、その期間に続く申立期間の納付記録についても、誤りがある可能性が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの期間及び平成6年2月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から49年3月まで
② 平成6年2月から同年4月まで

私は、昭和48年8月に会社を退職し、翌年には長女の出産が予定されていたことから、時期は明確に覚えていないが私が妻と私の国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。加入後は、国民年金保険料の納付書が届けば必ず近所の金融機関などで妻の分と一緒に納付しており、納付期限までに納付できなかった場合にも必ず納付していた。申立期間①について国民年金保険料が未納とされていることは納付できない。また、申立期間②については、会社を退職した際に国民年金への切替手続を行ったはずであり、未加入で未納となっていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間のうち、申立期間①及び②の9か月を除くすべての国民年金保険料を納付しており、申立人の納付意識が高かったことがうかがえる。また、社会保険事務所の国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の主張どおり、申立人が会社を退職した後の昭和49年2月に申立人及びその妻と連番で払い出されていることが確認できる上、市役所の記録によると、国民健康保険についても、申立人夫婦は同時期に加入したことが確認できる。

さらに、申立期間①については、社会保険事務所の記録によると、申立期間後の昭和51年1月から同年3月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料は、申立人及びその妻ともに同一年月日で過年度納付されていることが確認でき、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと述べていることに不自然さは無く、前後の期間を現年度納付しながら、申立期間①の保険料を納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立期間②については、その前後4回の厚生年金保険から国民年金への切替手続は適切に行われている上、申立期間②当時、申立人が切替手続を行ったとする動機及び記憶に不自然さは無く具体的であり、申立人の主張は信憑性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの期間及び平成6年2月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年10月から49年3月まで
② 平成6年2月から同年4月まで

夫が昭和48年8月に会社を退職し、翌年には長女の出産が予定されていたことから、時期は明確に覚えていないが夫が私と夫の国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。加入後は、夫が国民年金保険料の納付書が届けば必ず近所の金融機関などで私の分と一緒に納付しており、納付期限までに納付できなかった場合にも必ず納付していた。申立期間①及び②について国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間のうち、申立期間①及び②の9か月を除くすべての国民年金保険料を納付しており、納付したとする申立人の夫の納付意識が高かったことがうかがえる。また、社会保険事務所の国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の主張どおり、申立人の夫が会社を退職した後の昭和49年2月に申立人及びその夫と連番で払い出されていることが確認できる上、市役所の記録によると、国民健康保険についても、申立人夫婦は同時期に加入したことが確認できる。

さらに、申立期間①については、社会保険事務所の記録によると、申立期間後の昭和51年1月から同年3月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料は、申立人及びその夫ともに同一年月日で過年度納付されていることが確認でき、申立人の夫が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと述べていることに不自然さは無く、前後の期間を現年度納付しながら、申立期間①の保険料を納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立期間②については、その前後2回の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続は適切に行われている上、申立期間②当時、申立人の夫が切替手続を行ったとする動機及び記憶に不自然さは無く具体的であり、申立人の夫の主張は信憑性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成4年10月から5年2月までの期間については20万円、5年3月から6年10月までの期間については32万円、6年11月から7年5月までの期間については28万円、7年9月から8年4月までの期間については28万円、8年5月から同年9月までの期間については34万円、8年10月から11年7月までの期間については36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月17日から7年6月1日まで
② 平成7年9月1日から11年8月1日まで

申立期間において、厚生年金保険加入記録の標準報酬月額が実際の支給金額より低い標準報酬月額となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保存している給与支払明細書の保険料控除額に基づき算出した標準報酬月額と、A社から社会保険事務所に届出された標準報酬月額を比較すると、社会保険事務所に届出された標準報酬月額は、大幅に低い額となっていることが認められる。

また、A社は、平成4年11月と10年8月に社会保険事務所長が確認決定した健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書を保存しており、申立期間の一部期間であるが、社会保険事務所に届出された申立人に係る標準報酬月額は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と一致している。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成4年10月から5年2月までの期間については20万円、5年3月から6年10月までの期間については32万円、6年11月から7年5月までの期間については28万円、7年9月

から8年4月までの期間については28万円、8年5月から同年9月までの期間については34万円、8年10月から11年7月までの期間については36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社。）C支店における厚生年金保険の資格取得日は、昭和52年3月10日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月10日から同年5月1日まで

私は、A社に継続して勤務していた。申立期間の加入記録が無いことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録及びA社から提出された人事記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、昭和52年3月10日に同社D支店から同社C支店に異動していることが認められる。

また、企業年金連合会が保有する厚生年金基金の記録により、申立人のA社C支店における資格取得日は、昭和52年3月10日であることが確認できる。

さらに、A社は、「当時、複写式の届出書類を直接社会保険事務所及び基金に届けていたかどうかは分からない。」としているものの、その届出方法が複写式でなかったと認められる周辺事情もうかがえない。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和52年3月10日に被保険者資格を申立人が取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の記録から、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 5 日から 33 年 5 月 11 日まで

私は、社会保険事務所で年金受給の手続をした際、申立期間に係る厚生年金保険については既に脱退手当金として受給しているという説明を初めて聞いたが、脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、当該期間については厚生年金保険被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合計 20 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 33 年 5 月の前後 2 年程度の期間内に資格喪失した者 33 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、22 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、22 名全員が資格喪失日の約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人と同日に資格喪失している者のうち 3 名の支給決定日については申立人の決定日と同日になっていることのほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 33 年 7 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人からの聴取によっても、申立人が受給した記憶が無いことのほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月から 8 年 4 月まで
私は、A社に勤務していたが、申立期間において、厚生年金保険加入記録の標準報酬月額が実際の報酬額より低い額の標準報酬月額となっている。当時の給与明細書等はないが、調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る社会保険庁のオンライン記録によると、平成 14 年 4 月 18 日に、申立期間を含む平成 6 年 5 月 2 日から平成 13 年 10 月 1 日までの期間について、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録の性別が 2 種（女子）から 1 種（男子）にさかのぼって訂正されている。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得、資格喪失及び標準報酬月額の記録についてはさかのぼって訂正された形跡は認められない。

また、申立人が加入していた、B健康保険組合からの回答書を確認したところ、申立人に係る記録は、加入当初から「男子被保険者台帳」に記録されており、同台帳の「標準報酬月額」欄に記録されている標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録と一致するとともに、記録が不自然に訂正された形跡は認められない。

さらに、A社には、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は残っていない。

加えて、申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を保有していない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。